|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 館　長この申請書にある記載事項すべての情報を公開することに同意する ・ 一部同意する ・ 同意しない | 副館長 | 合　議 | 担　当 |
|   |  |  |  |

|  |
| --- |
| 受付 |
|  |

様式第１号（第４条関係） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　**■**太枠の中をご記入ください

|  |
| --- |
| **米子市淀江文化センター使用（変更）許可申請書**令和　　　年　　　月　　　日　　一般財団法人　米子市文化財団理事長　杉 原　弘 一 郎　様 |
| 申請者 | 団　　体　　名　　　　　　　　　　 |
| 住所又は所在地　　　　　　　　　　 |
| 代表者役職氏名　　　　　　　　　　 |
| 使 用 責 任 者　　　　　　　　　　 |
| 　（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）次のとおり、米子市淀江文化センターの使用（変更）許可を申請します。なお、米子市淀江文化センター条例（平成17年米子市条例第90号）第５条各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条例第６条及び第７条の規定を遵守することを誓約します。 |
| 催　　物　　の　　名　　称 |  |
| 使用目的及び内容 |  |
| 使用の日時 | 令和　　 年　　 月　　 日（　　曜日）　午前・午後　　 時　　 分から令和　　 年　　 月　　 日（　　曜日）　午前・午後　　 時　　 分まで　　　 時間 |
| 使用の場所 | □ ホール　　　□ 楽屋（（1）　（２）　（３）　（４））　□ イベントホール□ 会議室（（１）　（２）） □その他（　 　） |
| 設備器具の使用 | 　□使用する（別紙）　　　　　　　　　　　　　□使用しない |
| 設備の変更、器具の持ち込み等の特別設備 | 　□設備する　　　　　　　　　　　　　　　　　□設備しない |
| 入場料金等の徴収の有無 | 　□徴収する | 最高入場料等の金額　　　 　　　　円 | □徴収しない |
| 集会予定人員 | 人　 |
| 会場責任者 | 住所 |  |
| 氏名 | （電話番号　　　　　　　　　　）　 |
| **米子市淀江文化センター使用（変更）許可書**　上記の申請について、使用（変更）を許可します。　　令和　　　年　　　月　　　日一般財団法人　米子市文化財団理事長　杉 原　弘 一 郎　　　　　　　　　印　 | 使用区分 | Ａ　　Ｂ　　Ｃ |
| 施設使用料 | 円 |
| 設備器具使用料 | 円 |
| 冷暖房設備使用料 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 既納使用料の額及び納入年月日 | 円令和　 年　 月　 日 |
| 精算金額及び精算年月日 | 円令和　 年　 月　 日 |
| 許可条件 |  |
| ※米子市淀江文化センター条例第５条第４号に該当する事由の有無について、必要に応じて米子警察署に照会する事があります |

１　この使用許可の決定（使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。）にご異議がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　また、この使用許可の決定にご異議がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、一般財団法人米子市文化財団を被告として、裁判所に、この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

３　なお、この使用許可の決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過しているときは、この決定の取消しの訴えを提起することはできません。